

株 主 各 位

東京都品川区西五反田四丁目32番1号
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
代表取締役社長 下 條 治

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、インターネットにより議決権行使サイト（<http://www.evotest.jp/>）において、賛否を入力されるか、何れかの方法により、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権をご行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時：平成27年6月24日（水曜日）午前10時00分

2. 場 所：東京都品川区西五反田四丁目32番1号
東京日産西五反田ビル2号館2階 当社本社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項：

- 報 告 事 項
1. 第50期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

4. 議決権の行使等についてのご案内

46頁から47頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ncd.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎ご出席の株主様へのお土産は、廃止させていただきました。なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

第50期事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動があったものの、企業収益や雇用の改善が進んだことにより、緩やかな回復基調のもとで推移いたしました。

当情報サービス業界におきましては、IT環境の変化や技術者の不足等あったものの、企業収益の緩やかな回復のもと、大企業を中心にIT関連投資意欲が高まってまいりました。

このような環境のもと当社グループにおきましては、スローガン『Change & Challenge』をさらに加速させるため、以下の目標を掲げ、環境の変化に即応するアクティブな企業体質への転換を図ってまいりました。

- ① IT事業の基盤確立と付加価値の創造により、収益の向上を図る
- ② 業界での絶対的優位の確立と、次代の自転車事業の確立
- ③ Newサービス部門の推進活動を加速させ、早期にビジネスを確立する
- ④ 地域特性を活かした営業所への変革を推進する

当連結会計年度におきましては、システム開発事業では、営業強化策が実を結び増収となったものの、第1四半期に発生した不採算プロジェクトの影響や、前期から継続しているNewサービス推進の事業化に今しばらく時間がかかることなどから、利益面ではやや減益となりました。一方サポート&サービス事業においては、事業領域の拡大政策が功を奏し、大幅な増収増益となり、IT事業全体としては増収増益となりました。パーキングシステム事業においては、消費増税があったものの、利用者の利便性を考え利用料を据え置いたことで当初苦戦しましたが、下期にかけ新規案件が増え、想定以上の増収増益で終わることができました。一方子会社では、NCDテクノロジー株式会社において、IT基盤事業拡大への投資により利益が圧迫されましたが、次年度には投資の回収は終了し、以降大幅な増収増益を見込んでおります。株式会社ゼクシスにおいては、東京支社を当社に統合したことと前期ほどの大型案件が少なかったことにより減収となりましたが、利益は前年並みを確保しております。その結果、当社グループ全体としては、増収減益となりました。なお、当期純利益の大幅減は、法定実効税率の引下げによる繰延税金資産の取り崩しによるものであります。

以上により、当連結会計年度の売上高は、13,115百万円（前期比9.8%増）、営業利益243百万円（前期比12.5%減）、経常利益257百万円（前期比17.1%減）、当期純利益41百万円（前期比66.4%減）となりました。

(2) 部門別の概況

当社グループの事業部門別概況は、次のとおりであります。

① システム開発事業

営業体制の強化により順調に案件獲得が進み増収となったものの、不採算プロジェクトやNewサービス推進に係わる投資により減益となりました。この結果、売上高5,454百万円（前期比4.3%増）、売上総利益559百万円（前期比9.8%減）となりました。

② サポート&サービス事業

事業領域拡大を目指し、前年度より技術者の新規採用や業務ローテーションを積極的に行ってまいりました。その成果が現われ、前年実績を大幅に上回る業績をあげることができました。この結果、売上高3,111百万円（前期比25.4%増）、売上総利益320百万円（前期比24.0%増）となりました。

③ パーキングシステム事業

消費増税の影響（価格据え置きのため）や大型案件の減少などの下振れ要因にもかかわらず、駐輪場管理・運営収入の増加や、コミュニティサイクルのecoport（エコポート）（※1）事業の順調な伸びから、前年実績を大幅に上回る結果となりました。この結果、売上高4,440百万円（前期比8.1%増）、売上総利益855百万円（前期比7.3%増）となりました。

（※1）ecoport（エコポート）

この事業は、自転車の貸し出し・返却の拠点をサービス地域内に複数箇所設置し、利用者が各拠点に設置してある自転車を、場所を限定せずに利用・返却でき、利用時間によって課金するサービスを提供するものです。

部門別売上状況

(単位：百万円、%)

期 別 部 門 別	第 49 期 (平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで)		第 50 期 (平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで)		対前年比較増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減比
システム開発事業	5,231	43.8	5,454	41.6	222	4.3
サ ポ ー ト & サー ビ ス 事 業	2,480	20.8	3,111	23.7	630	25.4
パ ー キ ン グ シ ス テ ム 事 業	4,106	34.4	4,440	33.9	333	8.1
そ の 他 事 業	126	1.0	109	0.8	△17	△13.9
合 計	11,946	100.0	13,115	100.0	1,168	9.8

(3) 企業集団が対処すべき課題

当社グループのシステム開発事業におきましては、引き続き営業に力を入れることや、IT環境の変化に対応することにより、安定的に受注を確保してまいります。一方、Newサービス創出を目的として2年前に発足させた「スマートビジネス部」、「アジア推進部」は、ある程度軌道に乗り、既にNewサービス創出の芽が出始めてきております。次年度はこれらを新設の「新ビジネス推進部」に統合し、早急に軌道に乗せることにより、業績が期待できる事業に育ててまいります。

サポート&サービス事業におきましては、子会社での技術要員確保がようやく軌道に乗り始め、次年度以降の収益確保に大きな期待ができます。さらに、今後引き合い案件も多く見込まれることから、引き続き技術要員の確保と業務ローテーションを継続的に実行いたします。

パークキングシステム事業におきましては、事業の基盤となるEcoStation21(エコステーション21)、コミュニティサイクルのecoport(エコポート)、月極め駐輪場システムの新商品ECOPool(エコプール)(※2)3商品を柱に街の駐輪問題を解決する新時代の駐輪システムとして、競合他社との差別化を図ることにより、新たな需要を確実に受注につなげてまいります。また、自転車に関連する新たなBtoC事業にもチャレンジしており、自転車利用の促進によるスマートシティ構想への寄与や、来る2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた湾岸地区への営業とともに、長年のIT技術により培ったノウハウをもとに、自転車に関連する幅広い事業展開を創出・推進してまいります。

(※2) ECOPool(エコプール)

24時間、どこからでもスマートフォン、パソコンからWebでの契約、更新、解約、キャンセル待ち等の手続きができ、更にクレジットカードやコンビニエンスストアでの決済を可能にした、月極め駐輪場運営システムです。

(4) 設備投資等の状況

当期におきましては、特記すべき事項はありません。

(5) 資金調達の状況

当期におきましては、特記すべき事項はありません。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当期におきましては、特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

当期におきましては、特記すべき事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当期におきましては、特記すべき事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当期におきましては、特記すべき事項はありません。

(10) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 47 期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	第 48 期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	第 49 期 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	第 50 期 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
売 上 高 (百万円)	11,272	11,790	11,946	13,115
経 常 利 益 (百万円)	307	289	310	257
当 期 純 利 益 (百万円)	68	119	124	41
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	7.86	13.72	14.28	4.80
総 資 産 (百万円)	9,913	9,568	9,603	10,058
純 資 産 (百万円)	2,584	2,629	2,701	2,573
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	296.36	301.47	309.72	295.09

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 47 期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	第 48 期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	第 49 期 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	第 50 期 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
売 上 高 (百万円)	8,929	9,634	9,672	10,960
経 常 利 益 (百万円)	279	309	250	271
当 期 純 利 益 (百万円)	100	154	108	125
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	11.52	17.76	12.48	14.40
総 資 産 (百万円)	9,035	8,756	8,860	9,352
純 資 産 (百万円)	2,384	2,464	2,489	2,420
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	273.39	282.62	285.46	277.53

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ゼクシス	96 百万円	100.0 %	システム開発事業 サポート&サービス事業 その他事業
NCDテクノロジー株式会社	40 百万円	100.0 %	システム開発事業 サポート&サービス事業 その他事業
天津恩馳徳信息系統開發有限公司	300 千米ドル	100.0 %	システム開発事業

(12) 主要な事業内容

当社の企業集団は、システム開発事業、サポート&サービス事業及びパーキングシステム事業を主として行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	事 業 内 容
システム開発事業 (当社) (株式会社ゼクシス) (NCDテクノロジー株式会社) (天津恩馳徳信息系統開發有限公司)	システム開発： コンサルティング システムインテグレーションサービス パッケージソリューションサービス システム維持： アプリケーションシステムの保守及び運用
サポート&サービス事業 (当社) (株式会社ゼクシス) (NCDテクノロジー株式会社)	テクニカルサポートサービス、ヘルプデスクサービス、アウトソーシングサービス、システム等管理運営
パーキングシステム事業 (当社) (NCDテクノロジー株式会社)	自転車駐車場管理システムの販売及び運営、並びにこれらに関するコンサルティング
その他事業 (当社) (株式会社ゼクシス) (NCDテクノロジー株式会社)	その他のサービス

(13) 事業所

会社名	事業所	所在地
当社	本社	東京都品川区
	福岡営業所	福岡市博多区
	長崎営業所	長崎県長崎市
株式会社ゼクシス	本社	大阪市中央区
NCDテクノロジー株式会社	本社	東京都品川区
天津恩馳徳情報系統開発有限公司	本社	中国天津市

(14) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
815名（410名）	10名増（141名増）

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、執行役員5名を含んでおります。
2. 臨時従業員は（）内に年間平均雇用人数を外数で記載しております。
3. 臨時従業員には、契約社員、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
561名（355名）	20名増（147名増）	37.6歳	12.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、執行役員5名を含んでおります。
2. 臨時従業員は（）内に年間平均雇用人数を外数で記載しております。
3. 臨時従業員には、契約社員、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(15) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行 青山支店	300 百万円
株式会社みずほ銀行 荏原支店	299
株式会社りそな銀行 五反田支店	100
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店	100
日本生命保険相互会社	107

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 14, 000, 000株

(2) 発行済株式の総数 8, 721, 484株（自己株式78, 516株を除く）

(3) 1単元の株式の数 100株

(4) 当期末株主数 2, 104名（前期比101名増）

(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エスアンドエス有限会社	780 ^{千株}	8.94 [%]
NCD社員持株会	636	7.29
下 條 武 男	460	5.27
寺 内 吉 孝	379	4.35
株式会社北斗	300	3.44
小 黒 節 子	280	3.21
原 睦 男	240	2.75
山 田 正 勝	172	1.97
村 山 俊 生	167	1.91
水 元 公 仁	154	1.77

（注） 持株比率は自己株式(78, 516株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	伊 藤 敬 夫	株式会社ゼクシス取締役 NCDテクノロジー株式会社取締役
代 表 取 締 役 社 長	下 條 治	NCDテクノロジー株式会社取締役
取 締 役 (執行役員)	岸 賢	福岡営業所担当兼長崎営業所担当 株式会社ゼクシス取締役
取 締 役 (執行役員)	森 山 聡	経営企画室長兼情報管理部担当
取 締 役 (執行役員)	上 田 晋太郎	パーキングシステム事業部長
社 外 取 締 役	仙北谷 哲 男	
常 勤 監 査 役	村 山 俊 生	NCDテクノロジー株式会社監査役
社 外 監 査 役	井 元 義 久	弁護士
社 外 監 査 役	中 山 かつお	公認会計士 株式会社アイティフォー取締役

- (注) 1. 平成26年6月24日開催の第49回定時株主総会において、上田晋太郎氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役仙北谷哲男氏は、社外取締役であります。
3. 監査役井元義久氏及び中山かつお氏は、社外監査役であります。
4. 監査役中山かつお氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役仙北谷哲男氏、監査役中山かつお氏は、東京証券取引所の「有価証券上場規程」第436条の2に規定する独立役員であります。
6. NCDテクノロジー株式会社は、当社が全額出資する子会社であり、当社は同社との間でシステム開発業務の委託等の取引関係があります。
7. 株式会社ゼクシスは、当社が全額出資する子会社であり、当社は同社との間でシステム開発業務の委託等の取引関係があります。
8. その他の兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。
9. 当社は、執行役員制度を導入しております。平成27年4月1日現在、上記の取締役に兼務している者以外の各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

氏 名	担 当
田 辺 信 幸	I T事業部長
宮 田 大 介	I T事業部 I T事業推進担当
小 林 勇 記	管理本部長兼経理部長
杉 本 典 彦	I T事業部副事業部長
中 根 純 一	パーキングシステム事業部副事業部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取締役	6 名	96,082 千円	(うち社外取締役 1 名 1,950千円)
監査役	3 名	15,774 千円	(うち社外監査役 2 名 5,199千円)

(注) 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当期繰入額(取締役11,902千円(うち社外取締役150千円)、監査役1,524千円(うち社外監査役399千円))、及び役員賞与引当金の当期繰入額(取締役4,080千円、監査役450千円)が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	仙北谷 哲 男	当事業年度に開催した定例及び決算取締役会(12回のうち11回に出席)やその他重要会議に出席し、主に経営者としての豊富な経験を基に、助言・提言を行っております。
社外監査役	井 元 義 久	当事業年度に開催した定例及び決算取締役会(12回のうち9回に出席)、監査役会(5回のうち5回に出席)に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、助言・提言を行っております。
社外監査役	中 山 かつお	当事業年度に開催した定例及び決算取締役会(12回のうち8回に出席)、監査役会(5回のうち4回に出席)やその他重要会議に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、助言・提言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、社外取締役については、金480万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額、また社外監査役については、金240万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28.5 百万円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28.5 百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額は、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的事項とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(注) 上記方針は、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことを受け、平成27年5月15日開催の監査役会において決定したものであります。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備について、以下のとおり決議しております。

[内部統制システムについて]

1. 内部統制システム構築に関する基本方針

- (1) 当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令の遵守、損失の危機管理および適正かつ効率的な事業運営を目的に各種対策を講じる。
- (2) 内部統制システムの整備・運用のため、内部統制委員会を設置し、規程・体制等の整備を行うとともに、内部統制システムの有効性を評価した上で、必要な改善を実施する。

2. 内部統制システムに関する体制の整備

- (1) 取締役および社員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループ（当社およびその子会社からなる企業集団をいう）は、企業倫理の確立ならびに取締役および社員による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的に「NCDグループ行動規範」を制定し、その周知徹底を図る。
 - ② 取締役は、重大な法令違反その他会社規程等の違反に関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 - ③ 内部監査室は、各部門の日常的な活動状況について、法令や社内規程の遵守に関して計画的な監査を実施し、代表取締役社長および監査役に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る重要な文書および情報（議事録、決裁関係書類、契約書、会計・財務関係書類等）は、文書および情報の管理に関する社内規程に基づき、所管部署において適切な管理を行う。
 - ② 取締役および監査役から、当該文書および情報の閲覧の要求があった場合は、速やかに提出する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 事業上発生しうる損失の危険（以下「リスク」という）に備えるため、各種損失に関する規程（内部情報管理規程、機密情報保護規程、個人情報保護規程等）を制定する。

- ② 内部統制委員会は、各種規程に基づき内部統制システムの整備、リスクの未然防止について検討、対処する。
- ③ 取締役会および監査役は、リスク管理の状況について監視し、必要に応じて指示を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、組織の構成と各組織の役割を定めた、組織規程と職務権限規程を制定する。
 - ② 取締役会規程を定め、毎月開催される取締役会において経営に関する重要事項について決定を行うとともに、職務の執行状況について報告する。
 - ③ 取締役会は、執行役員を任命し執行役員に対して権限委譲を行うことで、事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進する。また、毎月の執行役員会で執行役員より職務執行に関する報告を受ける。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社に対し取締役の派遣や「NCDグループ行動規範」に基づいた業務遂行の情報共有を行うとともに、子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
 - ② 当社は、当社グループ各社の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を、会社毎に実施させる。
 - ③ 子会社の取締役は、当社が毎月開催する執行役員会、あるいは必要に応じて取締役会に出席し、当該子会社の経営活動について報告する。
 - ④ 経理部は、子会社の経営内容を把握し、不正・誤謬の発生を防止するため、子会社から定期的に事業および経理に関する報告を求める。
- (6) 監査役の職務を補助すべき社員に関する事項およびその社員の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、監査役を補助する社員を指名するものとする。
 - ② 指名された社員の指揮権は、補助すべき業務を遂行する期間において監査役に移譲されたものとし、当該業務遂行中は他の指揮命令を受けないものとする。
 - ③ 当該社員の人事異動、評価等については監査役の意見を尊重し対処するものとする。
- (7) 取締役および社員が監査役に報告するための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、執行役員会や取締役会に出席し、さまざまな報告を求めることができる。
 - ② 取締役および社員は、監査役から業務執行等に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに当該事項の報告を行う。

- ③ 当社は、当社グループ各社の取締役、監査役または社員が、当社グループ各社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールに違反、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
 - ④ 当社は、当社グループ各社において、上記③の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
 - ⑤ 当社は、監査役職務の執行に係る費用等について、当社が監査役職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを支払う。
- (8) 財務報告の適正性を確保するための体制
- ① 財務報告の重要性を理解し、財務報告の適正性を確保するため関連諸規程および内部統制システムを整備する。
 - ② 内部統制システムは取引の発生から財務諸表が作成される過程において、虚偽や誤りが生じる要因を洗い出し、これらリスクをコントロールできるように設計する。
 - ③ 内部統制システムの有効性を整備面および運用面から評価し、不備が発見された場合は速やかに是正するとともに、期末時点での状況について適正な開示を行う。

[反社会的勢力排除について]

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全を阻害するおそれのある、あらゆる団体・個人との関係を一切持たない。また、このような団体・個人から接触を受けたときは、速やかに警察等のしかるべき機関に通報するとともに、暴力的あるいは不当な要求に対しては、弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制の整備

- (1) 「NCDグループ行動規範」に、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体との関係は一切遮断する旨を明記し、すべての役員、使用人に対し啓蒙活動を行う。
- (2) 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟しており、当団体や株主名簿管理人等から反社会的勢力関連の諸情報を収集し、不測の事態に備え、常に最新の動向を把握するよう努める。
- (3) これらの反社会的勢力に対する対応は、総務部が統括し、必要に応じ弁護士や警察等外部機関と連携し、対処する。

(注) 上記方針は、平成27年4月30日開催の取締役会において決議したものであります。なお、監査報告において相当性を表明する内部統制システムの基本方針は、当事業年度中に存在した改正前の基本方針であります。

本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,922,434	流動負債	3,810,153
現金及び預金	2,369,533	買掛金	663,325
受取手形及び売掛金	2,271,368	短期借入金	927,901
リース債権及びリース投資資産	798,182	1年内返済予定の長期借入金	75,000
商品及び製品	14,021	リース債務	827,277
仕掛品	129,890	未払法人税等	116,975
繰延税金資産	175,443	賞与引当金	406,486
その他	164,273	その他	793,186
貸倒引当金	△278	固定負債	3,674,918
固定資産	4,136,322	長期借入金	25,000
有形固定資産	790,156	リース債務	1,869,825
建物及び構築物	63,009	役員退職慰労引当金	154,606
工具、器具及び備品	174,045	退職給付に係る負債	1,567,009
土地	317,735	その他	58,478
リース資産	235,329	負債合計	7,485,072
その他	35	(純資産の部)	
無形固定資産	156,197	株主資本	2,481,907
のれん	6,225	資本金	438,750
その他	149,972	資本剰余金	903,593
投資その他の資産	3,189,968	利益剰余金	1,158,965
投資有価証券	400,618	自己株式	△19,402
長期貸付金	480	その他の包括利益累計額	91,778
繰延税金資産	524,788	その他有価証券評価差額金	43,567
リース債権及びリース投資資産	1,796,192	為替換算調整勘定	1,582
その他	467,889	退職給付に係る調整累計額	46,627
		純資産合計	2,573,685
資産合計	10,058,757	負債純資産合計	10,058,757

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,115,415
売上原価		11,372,648
売上総利益		1,742,766
販売費及び一般管理費		1,499,349
営業利益		243,417
営業外収益		
受取利息	235	
受取配当金	5,160	
補助金収入	15,640	
受取家賃	4,551	
その他	11,285	36,873
営業外費用		
支払利息	18,356	
その他	4,754	23,111
経常利益		257,179
特別損失		
固定資産除却損	8,063	
減損損失	17,916	25,979
税金等調整前当期純利益		231,199
法人税、住民税及び事業税	188,534	
法人税等調整額	800	189,334
少数株主損益調整前当期純利益		41,865
当期純利益		41,865

連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から）
（平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	438,750	903,593	1,323,998	△19,402	2,646,939
会計方針の変更による累積的影響額			△119,683		△119,683
会計方針の変更を反映した当期首残高	438,750	903,593	1,204,315	△19,402	2,527,256
当期変動額					
剰余金の配当			△87,214		△87,214
当期純利益			41,865		41,865
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△45,349	-	△45,349
当期末残高	438,750	903,593	1,158,965	△19,402	2,481,907

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	27,445	1,621	25,265	54,332	2,701,272
会計方針の変更による累積的影響額					△119,683
会計方針の変更を反映した当期首残高	27,445	1,621	25,265	54,332	2,581,589
当期変動額					
剰余金の配当					△87,214
当期純利益					41,865
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,122	△39	21,362	37,445	37,445
当期変動額合計	16,122	△39	21,362	37,445	△7,904
当期末残高	43,567	1,582	46,627	91,778	2,573,685

連結注記表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

株式会社ゼクシス

NCDテクノロジー株式会社

天津恩馳徳信息系统開発有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社エヌシーディ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

主要な会社等の名称

株式会社エヌシーディ

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、天津恩馳徳信息系统開発有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

- ② たな卸資産
 - 商品及び製品
 - 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 仕掛品
 - 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（付属設備を除く）については、定額法）
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	10～22年
工具、器具及び備品	5～20年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法
 - なお、市場販売目的のソフトウェアについては、経済的耐用年数（3年）に基づく定額法によっております。
 - 自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 - 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 - 数理計算上の差異については、翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。
 - 過去勤務費用については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
 - 受注制作ソフトウェアの計上基準
 - 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの
 - 工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

その他のもの
検収基準

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り5年から7年で定額法により償却することとしております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

<会計方針の変更>

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が185,843千円増加し、利益剰余金が119,683千円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

また、当連結会計年度の1株当たり純資産額は14.26円減少しております。1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

<表示方法の変更>

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金及び配当金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 担保に供している資産	現金及び預金	67,000千円
	建物及び構築物	24,859千円
	土地	112,287千円
	投資有価証券	25,894千円
	投資その他の資産（その他）	33,436千円
	計	263,477千円
上記に対応する債務	短期借入金	307,501千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		1,114,128千円

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

8,800,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成26年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	43,607千円	5 円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月25日
平成26年10月30日 取 締 役 会	普通株式	43,607千円	5 円00銭	平成26年9月30日	平成26年12月3日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の 原 資	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会決議予定	普通株式	利益剰余金	43,607千円	5 円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月25日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に従い、リスクの軽減を図っております。投資有価証券である株式及び債券は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。このうち、金利の変動リスクに晒されている変動金利の借入金は、短期的な資金調達手段として利用しております。また、流動性リスクに晒されている営業債務や借入金は、月次に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	2,369,533	2,369,533	-
② 受取手形及び売掛金	2,271,368	2,270,800	△567
③ 投資有価証券			
満期保有目的の債券	205,652	205,750	97
投資有価証券（その他有価証券）	165,821	165,821	-
④ リース債権及びリース投資資産	2,594,374	2,511,593	△82,781
資 産 計	7,606,750	7,523,499	△83,251
① 買掛金	663,325	663,325	-
② 短期借入金	927,901	927,901	-
③ 長期借入金	100,000	98,591	△1,408
④ リース債務	2,697,103	2,702,931	5,828
負 債 計	4,388,329	4,392,750	4,420

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項
資産

① 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

④ リース債権及びリース投資資産

これらの時価については、リース料債権ごとに将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

なお、流動資産のリース債権及びリース投資資産を含めて表示しております。

負債

① 買掛金及び② 短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金及び④ リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金、リース債務には流動負債のリース債務をそれぞれ含めて表示しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額29,144千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

< 1株当たり情報に関する注記 >

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 295円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 4円80銭 |

貸借対照表

(平成27年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4, 849, 332	流動負債	3, 603, 569
現金及び預金	1, 673, 685	買掛金	657, 125
売掛金	1, 912, 599	短期借入金	920, 401
リース投資資産	798, 182	1 年内返済予定の長期借入金	75, 000
商品及び製品	14, 021	リース債務	827, 277
仕掛品	118, 798	未払金	99, 981
前払費用	29, 025	未払費用	188, 128
立替金	121, 578	未払法人税等	99, 995
繰延税金資産	172, 224	未払消費税等	224, 503
その他	9, 216	前受金	48, 013
固定資産	4, 503, 645	預り金	58, 339
有形固定資産	779, 369	賞与引当金	398, 753
建物	52, 855	その他	6, 048
構築物	7, 267	固定負債	3, 328, 915
車両運搬具	0	長期借入金	35, 000
工具、器具及び備品	166, 180	リース債務	1, 869, 825
土地	317, 735	退職給付引当金	1, 265, 884
リース資産	235, 329	役員退職慰労引当金	105, 449
無形固定資産	144, 882	その他	62, 756
ソフトウェア	138, 717	負債合計	6, 932, 484
その他	6, 165	(純資産の部)	
投資その他の資産	3, 579, 392	株主資本	2, 386, 608
投資有価証券	148, 563	資本金	438, 750
関係会社株式	1, 050, 901	資本剰余金	903, 593
長期貸付金	480	資本準備金	903, 593
繰延税金資産	418, 147	利益剰余金	1, 063, 667
敷金及び保証金	159, 882	利益準備金	59, 000
リース投資資産	1, 796, 192	その他利益剰余金	1, 004, 667
その他	5, 225	別途積立金	1, 000, 000
		繰越利益剰余金	4, 667
		自己株式	△19, 402
		評価・換算差額等	33, 883
		その他有価証券評価差額金	33, 883
		純資産合計	2, 420, 492
資産合計	9, 352, 977	負債純資産合計	9, 352, 977

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,960,272
売上原価		9,530,245
売上総利益		1,430,026
販売費及び一般管理費		1,170,350
営業利益		259,676
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,630	
補助金収入	15,640	
受取家賃	4,551	
その他	5,869	30,691
営業外費用		
支払利息	18,067	
その他	604	18,671
経常利益		271,695
特別損失		
固定資産除却損	7,980	7,980
税引前当期純利益		263,715
法人税、住民税及び事業税	160,455	
法人税等調整額	△22,360	138,095
当期純利益		125,620

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	438,750	903,593	59,000	1,000,000	85,945	1,144,945
会計方針の変更による累積的影響額					△119,683	△119,683
会計方針の変更を反映した当期首残高	438,750	903,593	59,000	1,000,000	△33,737	1,025,262
当期変動額						
剰余金の配当					△87,214	△87,214
当期純利益					125,620	125,620
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	38,405	38,405
当期末残高	438,750	903,593	59,000	1,000,000	4,667	1,063,667

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△19,402	2,467,886	21,798	2,489,685
会計方針の変更による累積的影響額		△119,683		△119,683
会計方針の変更を反映した当期首残高	△19,402	2,348,203	21,798	2,370,002
当期変動額				
剰余金の配当		△87,214		△87,214
当期純利益		125,620		125,620
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			12,085	12,085
当期変動額合計	-	38,405	12,085	50,490
当期末残高	△19,402	2,386,608	33,883	2,420,492

個別注記表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品及び製品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（付属設備を除く）については、定額法）
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～22年
----	--------

工具、器具及び備品	5～20年
-----------	-------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、経済的耐用年数（3年）に基づく定額法によっております。

自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、翌事業年度に一括費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作ソフトウェアの計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

その他のもの

検収基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

＜会計方針の変更＞

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が185,843千円増加し、繰越利益剰余金が119,683千円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

また、当事業年度の1株当たり純資産額は14.26円減少しております。1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

＜表示方法の変更＞

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税等」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 担保に供している資産	現金及び預金	67,000千円
	建物	24,859千円
	土地	112,287千円
	投資有価証券	7,437千円
	計	211,584千円
上記に対応する債務	短期借入金	300,001千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		1,062,943千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	短期金銭債権	1,740千円
	短期金銭債務	37,692千円
	長期金銭債務	4,278千円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高	売上高	1,700千円
	営業費用	324,085千円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	78,516株
--------------------	------	---------

<税効果会計に関する注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	409,019千円
賞与引当金	131,987千円
役員退職慰労引当金	34,060千円
資産除去債務	18,929千円
未払社会保険料	18,253千円
その他	46,771千円
繰延税金資産小計	659,021千円
評価性引当額	△48,498千円
繰延税金資産合計	610,522千円

繰延税金負債

有形固定資産	△3,984千円
その他有価証券評価差額金	△16,166千円
繰延税金負債合計	△20,150千円
繰延税金資産の純額	590,371千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が55,728千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が54,077千円、その他有価証券評価差額金額が1,651千円それぞれ増加しております。

< 1 株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり純資産額	277円53銭
2. 1株当たり当期純利益	14円40銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 誠 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 原 徳 郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月18日

日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石 井 誠 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 野 原 徳 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月28日

日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

常勤監査役	村 山 俊 生 ㊞
社外監査役	井 元 義 久 ㊞
社外監査役	中 山 かつお ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第50期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたしたいと存じます。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき普通配当を金5円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、43,607,420円となります。
これにより、中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき10円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、本議案において「改正会社法」といいます)により、新たに「監査等委員会設置会社」への移行が可能となりました。
当社は、従来より「監査役会設置会社」としてコーポレート・ガバナンスの充実等を図ってまいりましたが、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図る目的で、「監査等委員会設置会社」に移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 経営体制の強化を図るため、取締役の員数を6名以内から7名以内(監査等委員である取締役を除く)に変更するものであります。また、役付取締役に取締役相談役を追加するものであります。
- (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することにより、その期待される役割を充分発揮できるようにするため、取締役の責任免除規定を変更するものであります。
なお当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております
- (4) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨の規定を新設するものであります。
- (5) 上記の各変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (新 設) 第4条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第18条 当社は取締役会を置く。 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は6名以内とする。 (新 設) (取締役の選任) 第20条 1. 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (新 設) 2. 取締役の選任は、累積投票によらない。	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② 監査等委員会 ③ 会計監査人 第5条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (削 除) (取締役の員数) 第19条 1. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、7名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。 (取締役の選任) 第20条 1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第21条 1. <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (新 設) 2. <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 第24条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (新 設)	(取締役の任期) 第21条 1. <u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 第24条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (重要な業務執行の委任) 第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(役付取締役及び代表取締役) 第26条 1. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 2. (条文省略) 第27条～第28条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第30条 1. (条文省略) 2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>金480万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u> 第5章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) 第31条 <u>当会社は監査役及び監査役会を置く。</u> (監査役の数) 第32条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u> (監査役の選任) 第33条 <u>監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u>	(役付取締役及び代表取締役) 第27条 1. 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、取締役相談役、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u> 2. (現行どおり) 第28条～第29条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第30条 <u>取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第31条 1. (現行どおり) 2. 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u> 第5章 監査等委員会 (削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の任期) 第34条 1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> 3. <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u>	(削 除)
(常勤監査役) 第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
(監査役会の招集通知) 第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>	(削 除)
(監査役会の決議の方法) 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の議事録)	
第38条 <u>監査役会における議事の経過及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	(削 除)
(監査役会規程)	
第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
(監査役の報酬等)	
第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
(監査役の責任免除)	
第41条 <u>1. 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であつた者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金240万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設) (新 設) 第 6 章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第42条 当社は会計監査人を置く。 第43条～第45条 (条文省略) 第 7 章 計 算 第46条 (条文省略) (期末配当金) 第47条 当社は株主総会の決議によつて、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。	(監査等委員会の権限) 第32条 <u>監査等委員会</u>は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。 (監査等委員会の招集通知) 第33条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (監査等委員会規程) 第34条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令又は定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。 第 6 章 会計監査人 (削 除) 第35条～第37条 (現行どおり) 第 7 章 計 算 第38条 (現行どおり) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(中間配当金) <u>第48条</u> 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という）を行うことができる。 (新 設) (新 設) (期末配当金等の除斥期間) <u>第49条</u> 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。	(削 除) (剰余金の配当等の決定機関) <u>第39条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。 (剰余金の配当の基準日) <u>第40条</u> 1. 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (配当金の除斥期間) <u>第41条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認されますと、現在の取締役6名は全員任期満了となります。つきましては経営体制の強化を図るため1名増員し、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いするものであります。

なお本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
1	い とう たか お 伊 藤 敬 夫 (昭和28年6月2日生)	平成元年5月 当社入社 平成7年4月 当社第二システム事業部システム部長 平成13年7月 当社執行役員 平成15年4月 当社総務部長兼人事部長兼経理部長 平成15年6月 当社取締役 平成18年6月 当社代表取締役社長 平成20年5月 株式会社ゼクシス取締役（現任） 平成22年5月 株式会社日本システムリサーチ（現NCDテクノロジー株式会社）代表取締役 平成24年4月 当社取締役会長（現任） 平成24年5月 株式会社日本システムリサーチ（現NCDテクノロジー株式会社）取締役（現任）	32,000株
2	しも じょう おさむ 下 條 治 (昭和33年1月19日生)	昭和61年3月 当社入社 平成9年10月 当社北海道支店長 平成12年11月 株式会社日本システムリサーチ（現NCDテクノロジー株式会社）取締役（現任） 平成17年4月 同社代表取締役社長 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成22年4月 当社第2システムソリューション事業部長 平成24年4月 当社代表取締役社長（現任）	118,000株
3	むら やま とし お 村 山 俊 生 (昭和25年5月30日生)	昭和46年4月 当社入社 平成元年7月 当社取締役 平成10年6月 当社常務取締役 平成16年5月 株式会社日本システムリサーチ（現NCDテクノロジー株式会社）取締役 平成19年6月 当社常勤監査役（現任） 平成23年5月 株式会社日本システムリサーチ（現NCDテクノロジー株式会社）監査役	167,000株

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
4	きし 岸 まさる 賢 (昭和31年12月16日生)	昭和54年 4 月 当社入社 平成11年 4 月 当社営業統括部長 平成13年 7 月 当社執行役員（現任） 平成16年 6 月 当社取締役（現任） 平成19年 4 月 当社パッケージソリューション推進部長 平成22年 4 月 当社 I T 営業推進本部長 平成24年 4 月 当社福岡営業所担当兼長崎営業所担当 （現任） 平成24年 5 月 株式会社ゼクシス取締役（現任）	49,000株
5	もり やま あきら 森 山 聡 (昭和36年 4 月 2 日生)	昭和57年 4 月 当社入社 平成10年 4 月 当社クライアントエンジニアリング事業 部長 平成14年 4 月 当社ソリューションシステム 1 部長 平成14年 7 月 当社執行役員（現任） 平成16年 6 月 当社取締役（現任） 平成19年 4 月 当社システムソリューション事業部長 平成22年 4 月 当社第 1 システムソリューション事業部長 平成24年 4 月 当社経営企画室長兼情報管理担当 （現任）	28,000株
6	うえ だ しん た ろう 上 田 晋 太 郎 (昭和39年 8 月 7 日生)	平成13年 5 月 当社入社 平成18年 4 月 当社パーキングシステム事業部営業 2 部長 平成23年 4 月 当社執行役員（現任） 当社パーキングシステム事業部副事業部長 平成24年 4 月 当社パーキングシステム事業部長（現任） 平成26年 6 月 当社取締役（現任）	9,100株
※ 7	たか ぎ よう じ 高 木 洋 二 (昭和24年 7 月 25日生)	昭和48年 4 月 大阪商船三井船舶株式会社（現株式会社商 船三井）入社 平成10年 7 月 商船三井システムズ株式会社取締役 平成16年 7 月 同社常務取締役 平成22年 7 月 同社専務取締役 平成24年 6 月 同社顧問	0株

(注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

3. 高木洋二氏は、社外取締役候補者であります。

4. 高木洋二氏を社外取締役候補者とした理由は、商船三井システムズ株式会社における豊富な経営経験をもとに、経営上の重要事項の決定、業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけたものと判断したためであります。

5. 当社は、高木洋二氏が取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第 1 項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第 1 項に定める最低責任限度額となります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	井元義久 (昭和15年10月21日生)	昭和47年4月 弁護士登録 平成14年4月 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 平成14年6月 当社社外監査役(現任) 平成16年6月 日本弁護士政治連盟副理事長 平成18年4月 日本弁護士国民年金基金理事長 平成21年4月 関東弁護士会連合会理事長	0株
2	中山かつお (昭和40年5月9日生)	平成3年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成4年3月 公認会計士登録 平成19年6月 当社社外監査役(現任) ngi group株式会社取締役 平成19年8月 あすなろ監査法人代表社員 平成20年10月 株式会社総合臨床ホールディングス取締役 平成22年6月 株式会社アイティフォー取締役(現任)	25,000株
3	仙北谷哲男 (昭和21年11月16日生)	昭和46年4月 兼松事務機株式会社入社 昭和57年6月 日本オフィス・システム株式会社入社 昭和62年6月 株式会社ユニテック入社 昭和63年5月 同社取締役 平成15年5月 同社常務取締役 平成19年5月 同社顧問 平成24年6月 当社社外取締役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。また、当社は中山かつお氏、仙北谷哲男氏について、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 井元義久氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的見地と法曹界における豊富な経験、高度な見識を有しておられ、これらを活かし、公平、公正な意見を述べ、その職責を果たしていただいけると判断したためであります。なお、同氏の当社監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。
4. 中山かつお氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として企業財務に十分に精通しておられ、その豊富な経験、高度な見識から、公正かつ客観的な意見を述べ、その職責を果たしていただけると判断したためであります。なお、同氏の当社監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 仙北谷哲男氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社ユニテックにおける豊富な経営経験をもとに、経営上の重要事項の決定、業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけたものと判断したためであります。なお、同氏の当社取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、各候補者が取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成16年6月24日開催の第39回定時株主総会において、月額2,000万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認されますと、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を撤廃し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮し、月額2,000万円以内と定めること、ならびに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきますたく存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は、含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は、7名となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認されますと、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮し、月額300万円以内と定めること、ならびに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますたく存じます。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は、3名となります。

以 上

【議決権の行使等についてのご案内】

1. 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

2. インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evot.e.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、平成27年6月23日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト（<http://www.evot.e.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

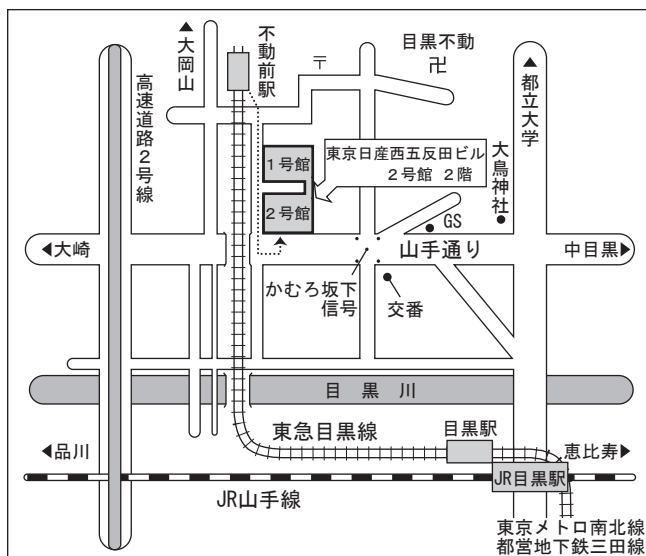
以 上

第50回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区西五反田四丁目32番1号

東京日産西五反田ビル2号館2階 当社本社会議室

電話 03-5437-1021 (代表)



●交通経路

- ・ 東急目黒線 (東京メトロ南北線、都営地下鉄三田線相互乗り入れ)
不動前駅より徒歩2分